

若い技能工の育成を、  
輝く未来へ  
協同組合

# 東夕煉協報

第264号  
発行所  
東京都タイル煉瓦工事工業協同組合  
発行人 瀧山有二  
編集人 広報部  
東京都新宿区市谷田町 2-29  
こくほ 21・5F (〒162-0843)  
☎03 (5225) 6466 FAX03 (5225) 6477

国土交通省パンフレット

「みんなで目指す クリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」より

技能者の方々へ

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

### 働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

#### Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、  
断る自由はありますか？

A  自分に断る自由がある

B  自分に断る自由はない

#### Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように  
決めていますか？

A  毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に  
自分の裁量で決定する

B  毎日、会社から仕事量や配分、進め方の  
具体的な指示を受けて働く

#### Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間  
(始業・終業) を決められていますか？

A  基本的には自分で決められる

B  会社などから具体的に決められている

#### Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を  
代わりに人に行わせることはできますか？

A  代役を立てることも認められている

B  代役を立てることは認められていない

#### Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬 (工事代金又は賃金) は  
どのように決められていますか？

A  工事の出来高見合い

B  日や時間あたりいくらで決まっている

#### Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は  
誰が用意していますか？

A  自分で用意している

B  会社が用意している

#### Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、  
報酬の額はどうか？

A  正規従業員よりも高額である

B  正規従業員と同程度か、  
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

#### Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A  自由に他社の業務に従事できる

B  実質的に他社の業務を制限され、特定の会社  
の仕事だけに長期にわたって従事している

## 国交省 下請け指導ガイドラインを改定 4月1日施行 偽装一人親方の防止対策を強化

国土交通省は、建設業の一人親方問題への対応を目的とした、下請指導ガイドラインの改訂を行い、4月1日に施行した。

下請指導ガイドラインは、建設業の社会保険加入に関して元請けと下請けが負うべき役割と責任を明確に、建設業の社会保険加入に向けた指針だ。技能者の処遇向上による担い手の確保や、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的に、2012年11月に施行されている。

今回の改定では、偽装一人親方の防止対策を強化している。具体的な改訂内容は、「建設業の一人親方の基本的な姿として、請負企業は、下請企業が

10代や経験3年未満の長・蟹澤宏剛・芝浦工大教授による中間取りまとめ(2021年3月)を基に、一人親方の在り方や元請け・下請けそれぞれの責任と役割などが規定された。建設業界が目指す一人親方の基本的な姿として、請負企業は、下請企業が

問題に関する検討会(座長・蟹澤宏剛・芝浦工大教授)による中間取りまとめ(2021年3月)を基に、一人親方の在り方や元請け・下請けそれぞれの責任と役割などが規定された。建設業界が目指す一人親方の基本的な姿として、請負企業は、下請企業が

レベル3相当を要求水準とする。責任は、請け負った業務の完遂はもろろん、建設業法や社会保険関係法令、就業規則など各種法令の順守、適正工期・請負代金での契約締結、他社からの信頼や経営力を求める。元請企業は、下請企業が



靖国神社・標本木

### タイル工事需要喚起キャンペーン

東京都タイル煉瓦工事工業協同組合はタイル工事の需要喚起と適正価格(値戻し)のために努力します。

1. タイルは住環境を豊かにします。
2. 高品質確保のために適正価格を求めます。

## CCUS技能登録者 レベル判定暫定運用期間が延長 タイル工の能力評価、 引き続き全建総連が窓口

CCUS技能登録者の能力評価(レベル判定)は、昨年6月、インターネットによる判定システムが停止され、9月から当面の能力評価は、各能力評価実施団体において受付・実施する暫定運用が始まった。タイル工の能力評価実施

団体である日夕煉は、タイル工の能力評価の全国建設労働組合総連合(全建総連)に委託し実施している。

当初、この暫定運用期間は令和4年3月末までと予定されていたが4月以降も延長されることになった。

これを受けて日夕煉では、タイル工の能力評価の全国建設労働組合総連合(全建総連)に委託し実施している。

技術対策部  
TEL03-3200-6221  
E-mail: gijyutsu@zenkensoren.org

再下請負をしている一人親方に対して「働き方自己診断チェックリスト」を活用した働き方の確認を促す。特に、10代の一人親方や経験年数3年未満の一人親方目が多い場合は雇用関係に誘導する。未熟な技能者を一人親方として扱い、元請けの指導にも応じず改善が見られない下請企業は現場への入場を認めない。

直接一人親方と請負契約を締結している企業には、断り書の前交付や書面での契約、必要経費を加えた適切な報酬の支払いの徹底を求め、チェックリストによって労働者に当てはまる働き方であると判断できる場合には、雇用契約の締結、社会保険の加入が必要となる。

◆不適正な一人親方の目安  
運用方針提示は令和8年度以降

国交省は、働き方自己診断チェックリストなどを記載した一人親方に関するリーフレットを作成し、CCUS処遇改善推進協議会の加盟団体に会員企業などへの周知を依頼した。チェックリストでは仕事の状況や仕事の内容の決定権、報酬の支払われ方、資機材の負担、特定企業への専属性などの判断項目が提示する。

ら、一人親方自身が自分の働き方を確認できる。令和8年度以降にはチェックリストによる確認事務の軽減を図るため、不適正な一人親方の目安の運用に向けた方針を提示する。



# 東夕連広報

第 235 号

〒 130-0011  
東京都墨田区石原  
2-18-2

TEL 03-3623-9196  
FAX 03-3623-9198  
東京タイル築炉業  
協 同 組 合

東京都タイル煉瓦  
工業組合連合会

## タイル張り技能検定 今年で60年

タイル業界が長年にわたって育成力を入れてきたタイル張り技能士。昭和37年に最初のタイル張り技能検定が実施されてから今年でちょうど60年、今年も前期日程でタイル張り1・2級の技能検定試験が全国で実施される。(令和4年度タイル張り職種公示状 況：41都道府県)

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」となっており、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、作成については中央職業能力開発協会が、試験の実施については各都道府県がそれぞれ行うこととなっている。

技能検定は、国(厚生労働省)が定めた実施計画に基づいて、試験問題等の作成については中央職業能力開発協会が、試験の実施については各都道府県がそれぞれ行うこととなっている。

技能検定には、現在、特級・管理者または監督者が通常有すべき技能の程度

- 1級・上級技能者が通常有すべき技能の程度
- 2級・中級技能者が通常有すべき技能の程度
- 3級・初級技能者が通常有すべき技能の程度
- 単一等級・1級と同じ

このうちタイル張り技能検定は1・2級のみが実施されている。また、このほかに外国人技能実習等を対象として随時実施する2級・3級及び基礎級がある。試験は実技試験と学科試験があり、両方の試験に合格する必要があるが、どちらか一方のみ合格した場合、再試験はすでに合格した試験は免除される。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣(特級、1・2級、単一等級)、都道府県知事(2級、3級)の合格証書が交付され、『技能士』を称することができる。また、建設工業界の新たな資格制度として推進されている登録基幹技能者の資格取得条件に、技能士資格が必要とされている職種が多くあることから、建設業関係では受験者が増加傾向を示しているようである。タイルは昭和50年代後半をピークに減少している。

今、国は職人不足への対処として人材の確保・育成に積極的になっており、技能検定制度の果たす役割は大変大きなものとなっている。

令和4年度  
受 検 案 内

# 技能検定

未来への一步 確かな証

全等級 国家検定

実施機関：都道府県、都道府県職業能力開発協会、指定試験機関  
問題作成：中央職業能力開発協会、指定試験機関  
制度所管：厚生労働省

あしたを拓く人を創る  
厚生労働省 人材開発総局

### 令和4年度タイル張り技能検定日程 (東京都)

- 試験日程・内容
- 受験申請受付期間 4月4日(月)～4月15日(金)
  - 実技試験問題公表 5月31日(火)
  - 実技試験実施 7月30日(土)・7月31日(日)
- 会 場 城東職業能力開発センター
- 学科試験 9月4日(日)
  - 合格発表 9月30日(金)
- 講習会予定
- 実技講習会 6月19日(日)
  - 学科講習会 7月17日(日)

タイル張り技能検定に関する詳細は、所属組合または連合会事務局(東夕築)までお問い合わせ下さい。

### 追悼

## 東夕築元副理事長で現相談役の 梅本頼雄氏のご逝去 謹んで哀悼の意を表します。



故梅本頼雄氏 平成26年5月勲章伝達式にて

東京タイル築炉業協同組合の相談役(元副理事長)で、(梅)梅本頼雄氏が病氣療養中のご逝去(享年84歳)を告げました。

梅本氏は昭和28年4月に見習い工として入社して以来、タイル工業一筋に歩んで来られました。この間、東京タイル築炉業協同組合の理事、副理事長の要職を歴任、また技能検定でも補佐員、技能検定委員を長年にわたり務められ大変お世

東京タイル築炉業協同組合の相談役(元副理事長)で、(梅)梅本頼雄氏が病氣療養中のご逝去(享年84歳)を告げました。

梅本氏は昭和28年4月に見習い工として入社して以来、タイル工業一筋に歩んで来られました。この間、東京タイル築炉業協同組合の理事、副理事長の要職を歴任、また技能検定でも補佐員、技能検定委員を長年にわたり務められ大変お世



東京の標本木・靖国神社

株式会社 谷口タイル商会

本社	東京都中野区本町6-26-7谷口ビル	電話 03-3382-1761(代) 〒164-0012
立川支店	東京都立川市若葉町4-12-11	電話 042-536-1309(代) 〒190-0001
足立支店	東京都足立区保木間3-26-4	電話 03-3884-0532(代) 〒121-0064
千葉支店	千葉県千葉市稲毛区山王町118-10	電話 043-421-2691(代) 〒263-0002
北多摩支店	東京都東久留米市中央町4-11-11	電話 042-473-1140(代) 〒203-0054
相模原支店	神奈川県相模原市南区上鶴間2-17-21	電話 042-743-9692(代) 〒252-0302
木更津支店	千葉県木更津市祇園4-2-17	電話 0438-98-5121(代) 〒292-0052
松戸支店	千葉県柏市南増尾7-11-16	電話 04-7173-5522(代) 〒277-0054
埼玉支店	埼玉県越谷市大房999	電話 048-977-0421(代) 〒343-0027
神奈川支店	神奈川県藤沢市石川6-10-9	電話 0466-87-8284(代) 〒252-0815
市原支店	千葉県市原市佐是1452-2	電話 0436-92-2121(代) 〒290-0229
小田原支店	神奈川県小田原市延清字中沢4	電話 0465-37-4615(代) 〒250-0218
西東京支店	東京都西多摩郡瑞穂町駒形富士山字駒形136-1	電話 042-557-7081(代) 〒190-1202
鶴ヶ島支店	埼玉県鶴ヶ島市柳戸町3-4	電話 049-271-2802(代) 〒350-2218